民生委員・児童委員の活動パートナー

地域福祉協力員の手引き



東松山市

目次

地域福祉協力員とは ____ 1

地域福祉協力員の活動について ____ 3

異変に気付くポイント ____ 5

個人情報について ____ 6

地域福祉協力員設置の手続き ____ 7

活動のポイント　～気を付けよう８ヶ条～ ____ 8

その他 ____ 10

資料集 ____ 11

地域福祉協力員とは

誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが求められています。そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の役割が大変重要になっています。

東松山市では、年々増加するひとり暮らしの高齢者世帯などを民生委員１人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い、支え合うことができる地域づくりを目的とし、平成 28 年度より「地域福祉協力員」制度を新たに設けました。

【参考】民生委員・児童委員とは…

◎「地域住民の身近な相談相手」であり、「つなぎ役」です。
地域住民が抱える悩みや心配事等の相談にのり、必要に応じて専門機関へとつないだり、福祉サービス等の情報提供を行います。

◎厚生労働大臣に委嘱され活動している、地域のボランティアです。

どのような制度？

◆ 地域福祉協力員は、民生委員に協力し、見守り等の活動を行います。

◆ 民生委員は活動を行うにあたり、１人での活動が困難と感じた場合に、自治会長に対して地域福祉協力員の推薦を求めることができます。

◆ 各地区自治会長は地域福祉協力員の設置が必要と判断した場合は、東松山市地域福祉協力員推薦書を市長に提出し、市長が委嘱します。

◆ 地域福祉協力員には**守秘義務**があり、活動上知り得た個人情報は、漏えいしないよう適切に管理していただきます。

概念図

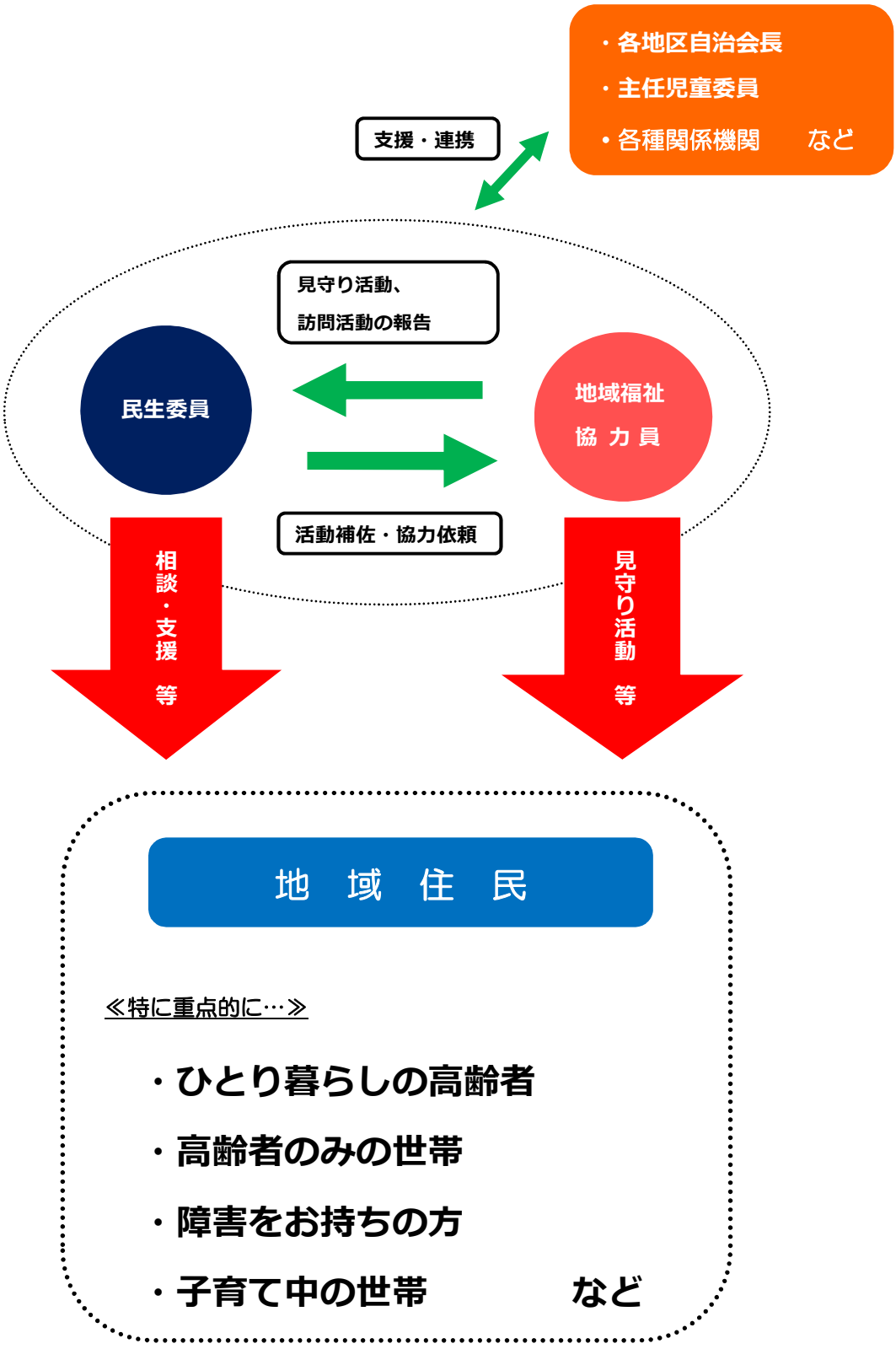
・各地区自治会長
・主任児童委員
・各種関係機関　など
支援・連携
見守り活動、
訪問活動の報告
民生委員
地域福祉
協 力 員
活動補佐・協力依頼
相談・支援　等
見守り活動　等
地　域　住　民
≪特に重点的に…≫
・ひとり暮らしの高齢者
・高齢者のみの世帯
・障害をお持ちの方
・子育て中の世帯　など

地域福祉協力員の活動について

活動の原則

◆　地域福祉協力員は、民生委員の担当区域内の**見守り・訪問活動**について、補佐・協力を行います。

◆　見守り・訪問活動の内容については、**民生委員と相談・調整します。**

◆　地域福祉協力員が民生委員の活動補佐を円滑に行うには、相互の連絡体制が重要になります。担当の民生委員と相談・調整をしながら、**「無理せず、気長に、抱え込まず」**を心がけて活動を行ってください。

見守り･訪問活動等について

民生委員の担当区域内で、民生委員のアドバイスをもとに、声かけ活動や見守り活動、訪問活動等を行います。また、活動を通して気になったことは、民生委員へ適宜報告します。

緊急時の対応

緊急時には、地域福祉協力員が直接警察や消防署への通報を行います。

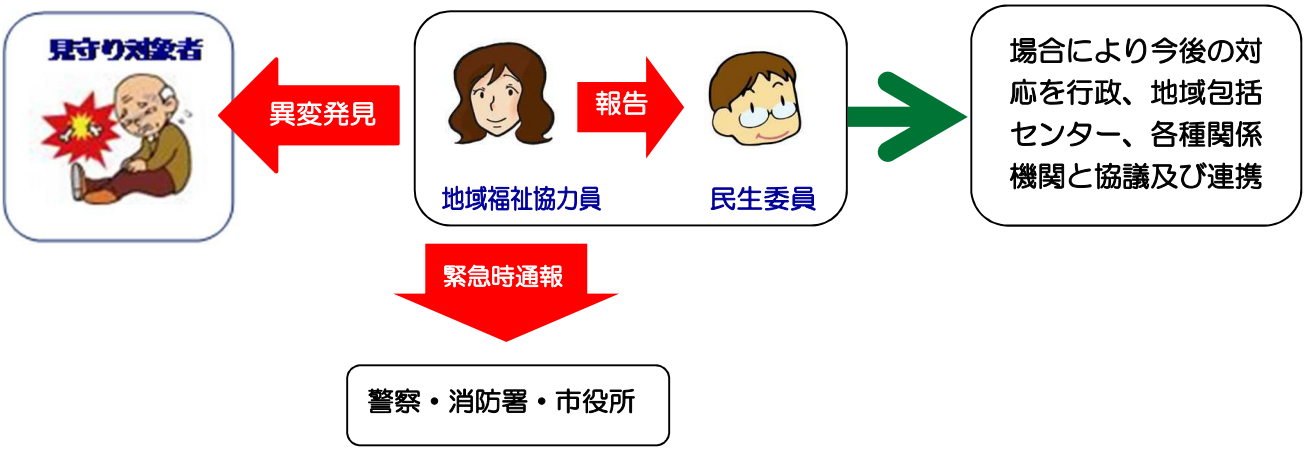

地域福祉協力員として取り扱えない業務

- ◆ 個人情報を伴う公共機関からの依頼業務
- ◆ 社会福祉協議会が行っている貸付の際の立会い
- ◆ 市役所への申請手続き（児童扶養手当等）に伴う所定の様式による調査書作成
- ◆ 生活保護受給者が死亡し、葬儀を行う親族等がいない場合の葬祭執行人

活動報告

年 2 回、活動報告書を市へ提出してください。様式は社会福祉課からお渡しします。（上半期分→10 月に提出、下半期分→4 月に提出）

異変に気付くポイント

地域で見守りを行う際は、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などを優先して行います。散歩するときも、見守りを重点的に行うお宅の前をコースに設定すれば、無理なく見守りが行えます。

以下は、地域住民の異変に気づくサインについて例示しました。

① 新聞、郵便物がたまっている

新聞や郵便物がたまっていたら、何らかの異変を知らせるサインのひとつです。このような様子が見られたら、民生委員へ連絡をとって相談してください。単なる旅行中のための留守というケースもありますが、気付きのポイントになります。

② 屋内の電気がつけっぱなし

夜間に屋内の電気がついているか、日中明るいのに電気がつけっぱなしになっていないかなども、異変に気づくサインのひとつです。

③ カーテン、洗濯物がそのまま

屋内の電気と同様に、カーテンが何日も閉まったまま、夜になっても開いたままになっていたり、洗濯物が数日間ずっと干したままだったりすれば、異変のサインのひとつです。

④ 最近見かけなくなった

老人クラブや町内会の活動や趣味サークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった場合も、異変のサインのひとつです。

⑤ 服装で気づく

認知症の高齢者の方や虐待を受けている場合、ずっと同じ洋服を着ていたり、夏なのに厚着をしているなど季節に合わない洋服を着ていたりすることがあります。

個人情報について

個人情報保護法や東松山市個人情報保護条例が施行されてから、プライバシーに対する意識が高くなっており、民生委員をはじめとする地域の見守りにかかわる方々の活動が難しくなってきています。

地域福祉協力員は、東松山市個人情報保護条例第５条の規定に基づき、その活動において知り得た個人情報を適切に管理いただくために、以下についてご留意ください。

① 本人から同意を得る

個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、本人から同意を得るようにしてください。

② うっかり情報漏えいに注意

井戸端会議や、レストランなどで支援者の実名をあげ民生委員と打ち合わせを行うなどの行為は、絶対に避けなければいけません。打ち合わせをする場所も、通りがかりの第三者に聞かれる危険性を考慮し、意識して選ぶ必要があります。

家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話すことは避けてください。

③ 必要ない情報は持ち出さない

訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すと、紛失の恐れがあります。普段から細心の注意を心がけましょう。

④ 不要になった個人情報は破棄する

不要になった訪問記録などの個人情報は、市役所へ持参するか、細かく破いて破棄してください。

地域福祉協力員設置の手続き

①民生委員が、地区自治会長へ地域福祉協力員設置を要請

民生委員は、担当地区での活動において、身近に相談でき、また協力してもらえる方の必要性を感じた場合は、自治会長に地域福祉協力員の推薦を求めます。

なお、協力員候補者の人選にあたっては、自治会長と民生委員で協議してください。

②地域福祉協力員の適格性を判断

各地区自治会長は、候補者との面談等を行い、適格性を判断します。

③市役所へ推薦書を提出

各地区自治会長は、候補者が適格であった場合、市役所（社会福祉課）へ東松山市地域福祉協力員推薦書を提出します。
（添付書類：宣誓書、身分証明書用写真）

④東松山市長から委嘱を受ける

委嘱が決定した際は、市役所（社会福祉課）担当者から自治会長・民生委員・地域福祉協力員へ、その旨のご連絡をいたします。
地域福祉協力員を委嘱する方には、委嘱状の交付を行います。

活　動　開　始

（※各種様式は、社会福祉課でお渡しいたします。）

活動のポイント　～気を付けよう８ヶ条～

① 生活リズムの中に取り入れて

一度に多くのことをやろうとせずに、余裕をもって、無理はしないようにしてください。

身のまわりの小さなことからまず手がけましょう。

② 相手の気持ちになって

良かれと思ってやったことが押しつけになってしまっては、せっかくの活動が無駄に終わってしまいます。「してあげる」のではなく、たえず相手と平等な立場であることを意識し、活動しましょう。

③聞き上手になろう

外に出る機会が少ない方にとっては、人が訪問してくるのは大変嬉しいものです。訪ねてきた人に色々と聞いてもらいたいと思っている方はたくさんいます。

④日頃からのつながりを大切に

福祉課題は探しまわって発見するものではなく、日頃のつながりからわかるものです。地域の方々との日頃からのつながりを大切にしましょう。

⑤関係者の参加を求めて

福祉課題によっては、地域内で解決できる場合もあります。その場合、一人で考え行動するより、関係する人々が集まり、共に考え行動する方がよりよい活動ができます。

⑥周囲の人々の理解を

地域住民に活動の理解を得ることが、実りある活動に発展します。

⑦約束は守る

活動に際して、約束したことはきちんと守りましょう。

⑧プライバシー（秘密）を守る

訪問活動では、どうしても家庭内のことが他人の目に触れることになります。人には他人に知られたくないことが数多くあります。

活動上で知り得た秘密は、むやみに口外してはいけません。信頼が一番の活動要素です。

その他

謝礼について

地域福祉協力員へは、東松山市から日常の活動に対する謝礼として、月額 3,000 円をお支払します。

なお、支払時期は年２回（１０月、翌年４月）です。

ボランティア活動保険

◆ 地域福祉協力員の活動中の事故やけがの補償のため、「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入します。

◆ 手続きは、東松山市が一括して行います。

◆ 活動中に事故やけがを負った場合は、市役所社会福祉課（☎21-1408）にご連絡ください。

注意事項

◆ 活動中のけがや交通事故、熱中症などに注意してください。

◆ 地域福祉協力員として活動を行う際は、身分証明書を携帯してください。

◆ 銀行の手続きや、支払いの代行など金品に関わる行為は行わないでください。（対応方法は、資料集「東松山市民生委員児童委員活動の目安と考え方Ｑ＆Ａ抜粋」を参照してください。）

◆ 活動に伴って生じる疑問や判断に迷う場合は、必ず民生委員と相談してください。

資　料　集

別記様式(第3条関係)

東松山市地域福祉協力員推薦書

東松山市長　宛て

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿地区自治会

会　　長

電話番号

東松山市地域福祉協力員設置要綱に基づき、当地区の民生委員は、民生委員協力員の設置が必要であり、かつ、候補者は適格者であると認め、次のとおり推薦します。

設置要請者(民生委員)

ふりがな		住所	〒
氏名			
担当地区		電話番号	―　　―
委嘱年月日	年　月　日	担当世帯数	約　　世帯
活動状況、必要な理由等			

地域福祉協力員候補者

ふりがな		住所	〒
氏名			
生年月日	昭・平　年　月　日	性別	男・女
年齢	歳	電話番号	―　　―
健康状態	良好・その他(　　)	職業	
民生委員経験歴	無・有	活動可能時間	1週間　　時間
推薦理由			

添付書類：宣誓書、地域福祉協力員証明書用写真(縦3cm×横2.4cm)

東松山市長　宛て

宣　誓　書

１　東松山市地域福祉協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、人種、信条、性別又は社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

２　活動上知り得た支援者等の個人情報については、東松山市個人情報保護条例第５条の規定に基づき、適正に管理し、退職後においても守秘義務を守ります。

（東松山市個人情報保護条例
市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。）

３　活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

上記について遵守することを誓います。

年　　月　　日

住　所　東松山市

氏　名

東松山市地域福祉協力員辞任届

年　　月　　日

東松山市長　宛て

住　所
氏　名

私は、以下の理由により東松山市地域福祉協力員を辞任したいので、届け出をいたします。

（辞任理由）	
辞　任 年月日	年　　月　　日

また、辞任の意向について、以下のとおり推薦地区自治会長及び担当民生・児童委員へ連絡し、ご了承いただきました。

自治会名＿＿＿＿＿＿＿＿　自治会長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　月　　日連絡

担当民生委員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　月　　日連絡

※地域福祉協力員証、個人情報が記載されている書類等は返却してください。

東松山市地域福祉協力員　活動報告書

（　　年度　上半期分）

地域福祉協力員氏名	

○活動等実績（記載方法は裏面に記載）

活　動　月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1. 活動日数						
2. 活動件数						
（1）相談・支援活動（延べ件数）						
（2）見守り・声かけ活動（延べ件数）						
（3）訪問実態調査（延べ件数）						
（4）地域イベントへの参加（延べ件数）						
（5）その他の活動（延べ件数） ＜主なものを記入してください＞ ・ ・						
3. 民生委員・児童委員との連絡調整回数（延べ回数）						

自由記載欄（特記事項等）

記　入　方　法

１．活動日数

活動した日数を計上してください。

２．活動件数

活動した延べ件数を計上してください。

＜例＞

（１）相談・支援活動

協力員が地域住民から相談を受けて必要な助言・援助を行った件数

（２）見守り・声かけ活動

居住実態や安否状況をさりげなく見守ったり、声かけをした件数

（３）訪問実態調査

民生委員からの要請により、高齢者や障害者宅を同行訪問または見守り対象者を定期的に訪問した件数

（４）地域イベントへの参加

地域で行われる敬老会や自治会の会議等へ協力員として参加要請があり出席した件数

（５）その他の活動

（１）～（４）に当てはまらない活動件数

３．民生委員・児童委員との連絡調整回数

民生委員・児童委員に活動を報告したり、民生委員・児童委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。

東松山市地域福祉協力員　活動報告書

（　　年度　下半期分）

地域福祉協力員氏名	

○活動等実績（記載方法は裏面に記載）

活　動　月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動日数						
2. 活動件数						
（1）相談・支援活動（延べ件数）						
（2）見守り・声かけ活動（延べ件数）						
（3）訪問実態調査（延べ件数）						
（4）地域イベントへの参加（延べ件数）						
（5）その他の活動（延べ件数） ＜主なものを記入してください＞ ・ ・						
3. 民生委員・児童委員との連絡調整回数（延べ回数）						

自由記載欄（特記事項等）

記　入　方　法

１．活動日数

活動した日数を計上してください。

２．活動件数

活動した延べ件数を計上してください。

＜例＞

（１）相談・支援活動

協力員が地域住民から相談を受けて必要な助言・援助を行った件数

（２）見守り・声かけ活動

居住実態や安否状況をさりげなく見守ったり、声かけをした件数

（３）訪問実態調査

民生委員からの要請により、高齢者や障害者宅を同行訪問または見守り対象者を定期的に訪問した件数

（４）地域イベントへの参加

地域で行われる敬老会や自治会の会議等へ協力員として参加要請があり出席した件数

（５）その他の活動

（１）～（４）に当てはまらない活動件数

３．民生委員・児童委員との連絡調整回数

民生委員・児童委員に活動を報告したり、民生委員・児童委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。

「東松山市民生委員児童委員活動の目安と考え方Q＆A」抜粋

●「金銭の取扱いが伴う場合の民生委員・児童委員の支援の考え方について（概要）」（平成 17 年９月　全民児連作成）

民生委員・児童委員は金銭の取り扱いを伴う支援を直接に行うべきではなく、通常は取り扱わないものとする。

しかし、一方で、要援護者の緊急的需要等によりやむを得ず、民生委員・児童委員が日常の支援のなかで、買い物代行等の依頼に対応している例が見受けられる。

こうした場合には、民生委員・児童委員は一定のルールに基づき十分な配慮のもとに対応することとし、その際、以下の点に留意する。

一、金銭の取り扱いを伴う支援を求められた場合には、一人で判断　せず、支援の内容や方法、期間、その緊急性や必要性について、必ず民児協組織として検討を行い、判断すること。

一、実施する際は極力一人では行わず、複数体制で対応すること。
また、領収書や受領書などの保管はもとより、実施内容の日々の記録をとっておくこと。

一、取り扱いの内容について、民児協組織として定期的にチェックを行うこと。

一、金銭の取り扱いは小額の範囲にとどめること。

なお、判断能力が不十分な人で、継続的な金銭管理が必要な支援には、地域福祉権利擁護事業（※）に繋ぐことが適切である。

（※）福祉サービス利用援助事業は、東松山市社会福祉協議会の「あんしんサポートねっと」（有料）が窓口となって実施しています。
（☎２３－１２５１）

東松山市健康福祉部	
社会福祉課（民児協連合会事務局）	☎２１－１４０８
障害者福祉課	☎２１－１４５２
高齢介護課	☎２１－１４０６
保険年金課	☎２１－１４０３
健康推進課（保健センター）	☎２４－３９２１

東松山市こども家庭部	
こども支援課	☎６３－５００５
保育課	☎２１－１４０７
こども家庭センター（保健センター内）	☎８１－５７５０

東松山市市民生活部	
人権市民相談課	☎２１－１４１４

東松山市社会福祉協議会	
社会福祉協議会(市民福祉センター内)	☎２３－１２５１
成年後見センター(市民福祉センター内)	☎５９－５６７０

委託相談支援事業所	
総合福祉エリア	☎２１－５５７０
西部・比企地域支援センター	☎８１－５３１０
比企生活支援センター	☎８１－７１４５

警察署	
東松山警察署	☎２５－０１１０
大岡交番	☎３９－０３０７
唐子駐在所	☎２３－８２５７
高坂駅前交番	☎３４－３１２５
野本駐在所	☎２２－００４７
東松山駅前交番	☎２２－０３３６

消防署	
東松山消防署	☎２３－２２６９
高坂分署	☎３４－４５３５
松山北分署	☎２３－２２６０

地域包括支援センター		
市地域包括支援センター （高齢介護課内）	☎２２－７７３３	※休日・夜間の緊急時は ☎２３－２２２１
総合福祉エリア	☎２１－５５７０	本町・神明町・材木町・松葉町・日吉町・加美町・松本町・松山・松山町・六反町・新宿町・小松原町・砂田町・仲田町・美原町
東松山ホーム	☎２２－６１１５	箭弓町・下唐子・石橋・葛袋・神戸・上唐子・新郷・坂東山・美土里町・幸町
年輪福祉ホーム	☎３６－３６６６	市ノ川・東平・野田・沢口町・殿山町・大谷・岡
わかばの丘	☎３１－０５５５	高坂・早俣・正代・宮鼻・毛塚・田木・岩殿・西本宿・大黒部・元宿・桜山台・白山台・旗立台・松風台・あずま町
アースサポート東松山	☎２２－７５００	御茶山町・六軒町・五領町・山崎町・和泉町・上野本・下青鳥・上押垂・下押垂・今泉・古凍・柏崎・若松町・下野本

民生委員・児童委員の活動パートナー
地域福祉協力員の手引き
（令和５年１月作成）

発行：東松山市健康福祉部社会福祉課
〒355-8601　東松山市松葉町 1-1-58
☎0493-21-1455（直通）